

2021年3月12日

各位

会社名 ベステラ株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉野 炳樹
(コード番号: 1433 東証第一部)
問合せ先 取締役企画部長 本田 豊
(TEL. 03-3630-5555)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、2021年4月22日開催予定の第48回定時株主総会に、以下のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定款変更の目的

昨年コロナ禍により定時株主総会開催延期も想定された経緯に鑑みて、機動的な配当政策および資本政策を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、関係する条文の新設および削除、またそれに伴う条数の変更を行うものです。また、会社法第459条第1項の規定に、自己株式の取得についての内容も含まれているため、重複する第6条は削除いたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(自己株式の取得) 第6条 <u>当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	《削除》 (以下の条数を繰り上げる)
第7条～第50条 (条文省略)	第6条～第49条 (現行どおり)
(期末配当金) 第51条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者</u>	(剰余金の配当等の決定機関) 第50条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会</u>

<p>に対し、金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p> <p>（<u>中間配当金</u>）</p> <p>第 52 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）を支払うことができるものとする。</p> <p>（<u>期末配当金等の除斥期間</u>）</p> <p>第 53 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息はつけない。</p>	<p>決議により定めることができる。</p> <p>（<u>剰余金の配当の基準日</u>）</p> <p>第 51 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。</p> <p>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>（<u>期末配当金等の除斥期間</u>）</p> <p>第 52 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には利息はつけない。</p>
--	--

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日

2021 年 4 月 22 日（予定）

定款変更の効力発生日

2021 年 4 月 22 日（予定）

以 上